

## 滋賀大学と彦根市との協力に関する協定書

滋賀大学（以下「甲」という。）と彦根市（以下「乙」という。）とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、教育研究活動等を通したまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について協力する。

- (1) 地域の活性化に関する事業
- (2) 産業の振興に関する事業
- (3) 文化の振興に関する事業
- (4) 学校教育および生涯学習に関する事業
- (5) 人材育成に関する事業
- (6) その他甲および乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成17年11月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲または乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

上記の協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年11月1日

甲 国立大学法人滋賀大学

滋賀大学長

成瀬龍夫



乙 彦根市

彦根市長

藤山好之



## 覚 書

滋賀大学（以下「甲」という。）及び彦根市（以下「乙」という。）とは、平成17年11月1日付け滋賀大学と彦根市との協力に関する協定書第2条（協力事項）に基づく事業について、下記のとおり協力して実施するため、次のとおり覚書を取り交わす。

### 記

1. 乙に所属する職員が、甲の大学院教育学研究科（修士課程）一般選抜入学試験又は大学院経済学研究科（博士前期課程）社会人特別選抜（派遣社会人）に合格し入学した場合、在籍生のうち1名の授業料は納付を要しないこととする。
2. 乙は、甲の学生のインターンシップの受け入れについて協力する。
3. 乙は、甲の教員の教育研究に資する情報提供の要望について、可能な限り協力する。

上記の覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年 2 月 20 日

彦根市馬場1丁目1番1号  
甲 国立大学法人滋賀大学

滋賀大学長

成瀬龍夫



彦根市元町4番2号  
乙 彦根市

彦根市長

獅山向洋

